

みはまごみ減量化通信

～ 第 4 号 ～

令和 2 年 9 月



発行者 美浜町役場 環境課

〒470-2492 美浜町大字河和字北田面106番地

TEL 0569-82-1111 (216・217) fax 0569-82-5423

E-mail: kankyo@town.aichi-mihama.lg.jp

<令和 3 年 4 月から変更となるごみの出し方について>

令和 3 年 4 月からの袋の種類及び色

- ◎ 家庭系可燃ごみ袋 (水色) (旧袋: 緑色は使えなくなります)
- ◎ 容器包装プラスチック用ごみ袋 (グレー) (新規)
- ◎ ミックスペーパー用ごみ袋 (オレンジ) (現行のものをそのまま使います)

容器包装プラスチックの収集曜日及び

袋の色が決まりました

東部地区

毎週金曜日

当日の午前 8 時まで

西部地区

毎週水曜日

当日の午前 8 時まで



※ 東部・西部 共に収集日の収集時間までに出してください。

今までのミックスペーパーと同じ曜日に収集します。

ミックスペーパーも今まで通り、同じ曜日、同じ時間に収集します。

容器包装プラスチック用 (グレー) とミックスペーパー用 (オレンジ)

に、しっかり分けて袋の中身を混合せずに集積所へ出してください。

また、事業系ごみを集積所へ絶対に出さないようにお願いします。

容器包装プラスチックを含め、今までと処理方法が変わってくるもの

令和4年度の広域処理に伴い、分別ルールを見直し中です。基本的な考え方としては軟質プラスチックは容器包装プラスチックに、硬質プラスチックは可燃ごみに変更します。今年度末までに品目ごとに分別方法をまとめた冊子を配布する予定をしておりますが、その一部を紹介します。

No.	品目	現在の処理方法	令和3年4月から
1	傘	粗大不燃	布部を外す（布部は可燃）
2	苗木カップ	可燃ごみ	容器包装プラスチック
3	ネット（果物・野菜用）	可燃ごみ	容器包装プラスチック
4	ペットボトルのラベル・キャップ	可燃ごみ	容器包装プラスチック
5	ペットフードの袋	可燃ごみ	容器包装プラスチック
6	コップ（硬いプラスチック）	不燃ごみ	可燃ごみ
7	おろしがね（プラスチック）	不燃ごみ	可燃ごみ
8	お玉（プラスチック）	不燃ごみ	可燃ごみ
9	ゴーグル	不燃ごみ	可燃ごみ
10	照明器具カバー（プラスチック）	不燃ごみ	可燃ごみ
11	水槽（プラスチック）	不燃ごみ	可燃ごみ
12	茶碗（プラスチック）	不燃ごみ	可燃ごみ
13	ちり取り（プラスチック）	不燃ごみ	可燃ごみ
14	プラモデル	不燃ごみ	可燃ごみ
15	プランター（プラスチック）	不燃ごみ	可燃ごみ
16	風呂のイス（プラスチック）	不燃ごみ	可燃ごみ
17	風呂のフタ（プラスチック）	不燃ごみ	可燃ごみ
18	洗面器（プラスチック）	不燃ごみ	可燃ごみ
19	まな板（プラスチック）	不燃ごみ	可燃ごみ
20	ポリバケツ（プラスチック）	不燃ごみ	可燃ごみ
21	ポリタンク（プラスチック）	不燃ごみ	可燃ごみ
22	弁当箱（プラスチック）	不燃ごみ	可燃ごみ
23	調理用ボウル（プラスチック）	不燃ごみ	可燃ごみ
24	哺乳瓶（プラスチック）	不燃ごみ	可燃ごみ

No.6～24の硬質プラスチックのうち、例えばNo.11.17.20.21などについて指定ごみ袋に入らないものは「粗大ごみ」となります。

これらのものについて、可燃ごみとして処理することは、ごみとして出しやすくなる一方、可燃ごみを減らすためのごみ袋有料化に逆行する内容となりますが、2市3町での共同処理による変更のため、ご理解・ご協力をお願いします。



これまでにいただいたご質問・ご意見に対する回答（抜粋）

Q ごみ出し時にこれはどこに出すのか。分別一覧表（五十音順）をホームページに作成してほしいです。基本を作って問い合わせ分を追加していけば、細かく理解しやすくなって分別の役に立つと思います。

A 令和4年4月から2市3町（半田市・常滑市・南知多町・美浜町・武豊町）で供用開始するごみ処理場で、ごみ質を統一していく必要があるため、現在、各市町及び組合等で話し合いを進めております。有料化が始まる前の令和3年3月末までには分別の早見表冊子を知多南部衛生組合が主で作成し、広報と一緒に配布する予定をしています。美浜町のホームページへも掲載予定ですが、随時更新をしていく予定はありません。

Q 紙おむつは有料対象外とありましたが、我が家では介護のため毎回1・2袋出しております。どのような方法になるのでしょうか。CCNCとか通信で、役場の方かどなたか2、3家族で1か月体験した結果とか間違えやすいこととか「見える化」広報をしてください。

A 減量化通信第2号で掲載しましたが、透明もしくは半透明の市販の袋にマジックで「紙おむつ」と書いて可燃ごみの日に集積所へ出してください。「見える化」広報については検討していきたいと思っております。

Q 家庭系収集の可燃ごみの有料化について、町議会で可決する前に住民に具体的に分かりやすく現況、改正案、課題、今後の見込みなどを示して理解や意見を求めることが必要であると考えているがどうか。今回のように決めてから求めるのであれば、さらに具体的に現況等を示して意見・理解を求めるべきと思うが、十分に行われていると思いませんか。

A 家庭系収集の可燃ごみの有料化については、平成28年3月に住民を交えて策定した「ごみ減量化基本計画」から構想が始まりました。その後、「ごみ減量化実施計画」の策定の中で具体化され、見直し版ではパブリックコメントの募集を行い、ご意見を伺いました。これら一連の過程を経て計画してきました。本来ならば、今年度の夏より住民説明会を実施して住民の皆さまの一層の理解を求めたいところでしたが、あいにくのコロナ禍により「ごみ減量化通信」による発信になっています。より分かりやすい内容で、一層の理解を求める努力をしていきますのでご理解いただきますようお願いいたします。

Q 第1号の通信案内最終ページで「・・・小さい可燃ごみ袋へ変えていけば、ご家庭での支出が軽減されます」は本当でしょうか。ごみ袋の数が増えて、袋代が高くなり、疑問を感じました。

A 可燃ごみ袋の有料化に伴い、資源ごみとなるミックスペーパーと容器包装プラスチックの分別をしっかりと行ってもらえれば「可燃ごみ」の容量がその分減ることになります。絶対的な容量が減れば、45リットルの袋で出していたものが30リットルあるいは20リットルの袋で出すことになります。また、有料化（袋の値段が高くなる）の対象は「可燃ごみ」のみとなります。「ミックスペーパー用」や「容器包装プラスチック用」は従来通りの価格設定です。袋の種類は3種類となりますが、しっかりと分別して袋を使い分けてもらえれば、ご家庭での支出は軽減されるものと考えています。

Q 家庭系ごみの有料化（クリーンセンターへ直接持ち込む場合）において10kgごとに100円となりますが、10kgごとの切り上げですか。四捨五入ですか。

A 切り上げとなります。例：10.1kg→200円 2kg→100円 2.5kg→300円

Q ミックスペーパーごみ出しは毎週金曜日と指定されていますが、そのごみ量はどの集積所もわずかであり、月1回で十分と考えます。現在、可燃ごみは毎週月・木曜と指定していますが、各家庭で長時間保管していることが「衛生面」から問題であり、金曜日、毎月4回の内、3回を可燃ごみ収集日とすることが必要と考えます。（東部にお住まいの方です）

A 可燃ごみ週2回、ミックスペーパー週1回の変更は、ミックスペーパーや将来的には容器包装プラスチックの分別収集も始める予定であったことを見据え、週3回のごみ収集の枠組みの中で、他市町の状況を参考に変更しました。また、今後はミックスペーパーと同じ曜日の同じ時間帯で、容器包装プラスチックも回収することになりますので、当面は現在の曜日のまま可燃ごみ・ミックスペーパー・容器包装プラスチック・分別収集（資源ごみ）を実施していく予定です。

Q 奥田のごみ集積所と分別収集日に一度現場を見ていただきたいです。現場がひどい分別なのに次の分別が理解されるとは思いません。現場指導日を作っていただけませんか。そして見本を作ってみたらどうでしょうか。ごみは一人一人の行動が大切なので、意識改革と表示を分かりやすく（案はないですが分別の仕方や文字、文章での表し方を）示してほしいと思います。衛生面では生ごみからの分別もしています。これはとても問題で、区の役員は常にしているのでよくないことです。マスクのポイ捨ても見られます。各自ビニール袋を一枚持参をと呼びかけたいのです。

A 奥田地区の集積所はモラルが悪く、ひどい状態だというのは直接現場を見て実感しています。区の分別指導員や美化推進員の方々が日々、努力されていることも承知しております。分別方法やマナーの向上については、ごみ減量・分別講座シリーズで定期的な連載を広報で行っているほか、マナーの悪い集積所においては個別のパウチ看板を掲出する等の対応を行っています。ご指摘の通りごみは一人一人の行動が大切ですので、これからも根気よく呼びかけを行っていきます。

Q 努力しても減量できないのは「紙おむつ」だけでなく、女性の生理用品も同じです。それも含めて無料でごみを出す方法はありますか。

A 申し訳ございません。「紙おむつ」のみです。よろしく申し上げます。

みなさまからのご質問を募集します！

決まってきた内容及びご質問は随時、掲載していきます。また、詳細が決まっていない内容もありますので、決まり次第、掲載していきます。ご了承ください。お読みになってご質問等がありましたら、添付の「質問用紙」にて環境課までお寄せください。質問用紙は直接持参のほか、ファクス、メール（様式は任意）、公民館や総合公園体育館、図書館経由での提出等にてお願いします。いただいたご質問は今後のごみ減量化通信にてご回答させていただきます。